

第2号協議案

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（案）について

上記協議案を提出する。

令和3年2月2日

都区協議会会長
小池 百合子

（説明）

地方自治法第282条の2第2項の規定に基づき、都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部改正について協議する必要があるので、この案を提出する。

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（案）について

一 改正の目的

都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金の算定基準を改めるほか、規定を整備する。

二 改正の内容

単位費用（第十条別表関係）を改める。

また、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行等に伴い、令和三年度から令和六年度までの間、特別区財政調整交付金の原資に固定資産税減収補填特別交付金を加える特例を定めるとともに所要の規定整備を行う。

三 施行期日

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

第 号議案

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年 月 日

提出者 東京都知事 小池百合子

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第十条関係）

一 経常的経費

経費の種類	測定単位	単位	費用
一 議会総務費	人口	一人につき	二六、一三一円
二 民生費			
1 社会福祉費	人口	一人につき	一四、六九七円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	七〇、三一七円

五	4	3	2	1	四	三	6	5	4	3		
經濟労働費	処理処分費	収集車両費	収集作業費	清掃総務費	清掃費	衛生費	療制度事業助成	事業助成費	国民健康保険	児童福祉費	生活保護費	
	人口	人口	人口	人口		人口	被保険者数	被保険者数	私立保育所入所児童数	区立保育所入所児童数	十八歳未満人口	被保護者数
	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき		一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
	三、〇五二円	一、四九九円	五、三九七円	四五六円		九、八六一円	七六、二四七円	一二、九一五円	七〇一、二〇一円	一、五二九、二三四円	一四八、六〇九円	一八一、八〇一円

	1	2	六	1	2	3	七	4	3	2	1	2	1
費	生活経済費	産業経済費	土木費	建築公害費	都市整備費	道路橋りよう	教育費	公園費	道路橋りよう	都市整備費	建築公害費	土木費	産業経済費
	人口	事業所数		人口	人口	道路面積	児童数	公園面積	道路面積	人口	人口		人口
	一人につき	一箇所につき		一人につき	一人につき	一平方メートルにつき	一人につき	一平方メートルにつき	一平方メートルにつき	一人につき	一人につき		一人につき
	四五一元	一八九、八六四円		二、三八四円	一、一〇二円	五〇円	三四、四二九円	一、五〇二円	五〇円	一、一〇二円	二、三八四円		一八九、八六四円
							一、〇九三、八三九円						
							一、〇三、六八〇、八三七円						
							三七、五三九円						
							一、六一五、五一九円						
							一、〇五、一六二、六四八円						
							二七、三六二円						
							五二、六八九、〇九〇円						

二 投資的経費		経費の種類		測定単位		単位費用			
八	その他諸費	人口	一人につき	六、四六〇円	一	議会総務費	人口	一人につき	一、〇七二円
1	公債費	元利償還金	一人につき	一円	二	民生費	人口	一人につき	四三八円
2	財産費	年度支払額	一人につき	一円	3	社会福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	三、八五〇円
3	その他行政費	人口	一人につき	一三、〇五八円	3	児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき	一二、九一〇円
三	衛生費				1	衛生費	人口	一人につき	二九三円
四	清掃費				1	衛生費	人口	一人につき	二九三円

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年東京都条例第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「附則第七条の四」を「附則第七条の二」に改める。

(令和三年度から令和六年度までの各年度における特別区財政調整交付金の特例)

3 この条例による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例(以下「新条例」という。)第三条の規定の適用については、令和三年度から令和六年度までの各年度に限り、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第七十五

条の規定により読み替えられた地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条第二項の規定に基づき、新条例第三条第一項中「法人事業税交付対象額」という。）とあるのは「法人事業税交付対象額」という。）と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額（以下「固定資産税減収補填特別交付金額」という。）と、同条第二項中「の見込額」とあるのは「の見込額と固定資産税減収補填特別交付金額の見込額」とする。

4 前項の規定により読み替えて適用する場合における新条例第三条第二項の規定の適用については、当該年度の前年度以前の年度が令和二年度である場合には、同項各号中「交付金総額」とあるのは「調整税の収入額と法人事業税交付対象額との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」と、「交付金見込額」とあるのは「調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額の合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」とする。

（令和七年度及び令和八年度における交付金総額等の読替え）

5 新条例第三条第二項の規定の適用については、当該年度の前年度以前の年度が令和五年度又は令和六年度である場合には、同項第一号中「交付金総額」とあるのは「調整税の収入額と法人事業税交付対象額と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額（以下「固定資産税減収補填特別交付金額」という。）との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」と、「交付金見込額」とあるのは「調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額と固定資産税減収補填特別交付金額との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」と、同項第二号中「交付金総額」とあるのは「調整税の収入額と法人事業税交付対象額と固定資産税減収補填特別交付金額との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」と、「交付金見込額」とあるのは「調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額と固定資産税減収補填特別交付金額の見込額との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」とある。

額」とする。

（提案理由）

都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金の算定基準を改めるほか、規定を整備する必要がある。

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

第一条から第十八条まで（現行のとおり）
別表（第十条関係）

第一条から第十八条まで（略）
別表（第十条関係）

一 経常的経費	経費の種類	測定単位	単位	費用	
一 議会総務費 二 民生費	1 議会総務費	人口	一人につき	二六、一三一円	
	1 社会福祉費	人口	一人につき	一四、六九七円	
	2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	七〇、三一七円	
	3 生活保護費	被保護者数	一人につき	一八一、八〇一元	
	4 児童福祉費	十八歳未満人口 区立保育所入所 児童数	一人につき	一四八、六〇九円 一、五二九、二三四円	
	5 国民健康保険 事業助成費	被保険者数 児童数	一人につき	一一、九一五円 七〇一、二〇一元	
	6 後期高齢者医療 制度事業助成費	被保険者数	一人につき	七六、二四七円	
	三 衛生費	1 衛生費	人口	一人につき	九、八六一円
	四 清掃費	1 清掃総務費	人口	一人につき	四五六円
	2 収集作業費	人口	一人につき	五、三九七円	
	3 収集車両費	人口	一人につき	一、四九九円	

一 経常的経費	経費の種類	測定単位	単位	費用	
一 議会総務費 二 民生費	1 議会総務費	人口	一人につき	二六、〇〇五円	
	1 社会福祉費	人口	一人につき	一四、一四九円	
	2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	七二、三〇六円	
	3 生活保護費	被保護者数	一人につき	一八二、一〇六円	
	4 児童福祉費	十八歳未満人口 区立保育所入所 児童数	一人につき	一四六、五一三円 一、五一一、五四八円	
	5 国民健康保険 事業助成費	被保険者数 児童数	一人につき	一一、四七一円 七〇一、二〇一元	
	6 後期高齢者医療 制度事業助成費	被保険者数	一人につき	七五、〇八二円	
	三 衛生費	1 衛生費	人口	一人につき	九、五六三円
	四 清掃費	1 清掃総務費	人口	一人につき	四五三円
	2 収集作業費	人口	一人につき	五、二五一円	
	3 収集車両費	人口	一人につき	一、四六三円	

二 投資的経費		二 投資的経費	
経費の種類	測定単位	単位	費用
一 議会総務費	人口	一人につき	一、〇七二円
二 民生費	人口	一人につき	四三八円
1 議会総務費	人口	一人につき	一、〇七二円
2 民生費	人口	一人につき	四三八円
4 処理処分費	人口	一人につき	三、〇五二円
五 経済労働費	人口	一人につき	四五一円
1 生活経済費	人口	一人につき	四五一円
2 産業経済費	事業所数	一箇所につき	一八九、八六四円
六 土木費	人口	一人につき	二、三八四円
1 建築公害費	人口	一人につき	一、一〇二円
2 都市整備費	人口	一人につき	一、一〇二円
3 道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	五〇円
4 公園費	公園面積	一平方メートルにつき	一、五〇二円
七 教育費	児童数	一人につき	三四、四二九円
1 小学校費	学級数	一学級につき	一、〇九三、八三九円
2 中学校費	学校数	一校につき	一〇三、六八〇、八三七円
3 その他の教育費	生徒数	一人につき	三七、五三九円
3 その他の教育費	学級数	一学級につき	一、六一五、五一九円
3 その他の教育費	学校数	一校につき	一〇五、一六二、六四八円
3 その他の教育費	児童生徒数	一人につき	二七、三六二円
3 その他の教育費	幼稚園数	一箇所につき	五二、六八九、〇九〇円
3 その他の教育費	人口	一人につき	六、四六〇円
八 その他諸費	元利償還金	一円につき	一円
1 公債費	年度支払額	一円につき	一円
2 財産費	人口	一人につき	一三、〇五八円
3 其他行政費	人口	一人につき	一三、〇五八円

二 投資的経費		二 投資的経費	
経費の種類	測定単位	単位	費用
一 議会総務費	人口	一人につき	一、七〇一円
二 民生費	人口	一人につき	一、一五〇円
1 議会総務費	人口	一人につき	一、七〇一円
2 民生費	人口	一人につき	一、一五〇円
4 処理処分費	人口	一人につき	二、五八七円
五 経済労働費	人口	一人につき	四五一円
1 生活経済費	人口	一人につき	四五一円
2 産業経済費	事業所数	一箇所につき	五八、六一七円
六 土木費	人口	一人につき	二、六一六円
1 建築公害費	人口	一人につき	一、一〇四円
2 都市整備費	人口	一人につき	一、一〇四円
3 道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	一三六円
4 公園費	公園面積	一平方メートルにつき	一、六一〇円
七 教育費	児童数	一人につき	二六、〇〇四円
1 小学校費	学級数	一学級につき	一、〇八三、八二六円
2 中学校費	学校数	一校につき	一〇〇、五七六、九九八円
3 その他の教育費	生徒数	一人につき	二八、九〇九円
3 その他の教育費	学級数	一学級につき	一、六〇九、一二三円
3 その他の教育費	学校数	一校につき	一〇二、三九六、一二六円
3 その他の教育費	児童生徒数	一人につき	二六、五六四円
3 その他の教育費	幼稚園数	一箇所につき	四九、七五二、一五八円
3 その他の教育費	人口	一人につき	六、四七四円
八 その他諸費	元利償還金	一円につき	一円
1 公債費	年度支払額	一円につき	一円
2 財産費	人口	一人につき	一三、四二四円
3 其他行政費	人口	一人につき	一三、四二四円

2	老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	三、八五〇円
3	児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき	二、九一〇円
三	衛生費			
1	衛生費	人口	一人につき	二九三元
四	清掃費			
1	収集作業費	人口	一人につき	一七〇円
2	処理処分費	人口	一人につき	二、〇三四円
五	経済労働費			
1	生活経済費	人口	一人につき	一三二円
六	土木費			
1	建築公害費	人口	一人につき	七六八円
2	都市整備費	人口	一人につき	一九九円
3	道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	一四四円
4	公園費	人口	一人につき	一、四九〇円
七	教育費			
1	小学校費	学校数	一校につき	五九、六七一、六五九円
2	中学校費	学校数	一校につき	六五、七四二、八四四円
3	その他の教育費	児童生徒数	一人につき	二、四五五円
		園児数	一人につき	七八、九四五円
		人口	一人につき	一、五九九円

2	老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	七、八一二円
3	児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき	二六、六九二円
三	衛生費			
1	衛生費	人口	一人につき	六一七円
四	清掃費			
1	収集作業費	人口	一人につき	三五三元
2	処理処分費	人口	一人につき	二、〇五一円
五	経済労働費			
1	生活経済費	人口	一人につき	二七八円
六	土木費			
1	建築公害費	人口	一人につき	一、〇〇二円
2	都市整備費	人口	一人につき	二一三円
3	道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	二二二円
4	公園費	人口	一人につき	一、七二二円
七	教育費			
1	小学校費	学校数	一校につき	九六、三二五、七〇六円
2	中学校費	学校数	一校につき	一〇三、八八八、〇七八円
3	その他の教育費	児童生徒数	一人につき	三、八九五円
		園児数	一人につき	一二三、一七〇円
		人口	一人につき	二、五一五円

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年東京都条例第八十号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1から6まで（現行のとおり）</p> <p>7 基準財政収入額は、当分の間、新条例第十二条の規定により算定した額について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）附則第七条の二の規定により読み替えられた施行令第二十條の十二第一項の規定に基づき、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の収入見込額（前三年度に交付された交付金の額を基礎として、東京都規則で定めるところにより算定した額をいう。）を加算した額に、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）附則第七条の二第二項第一号に掲げる額と同項第三号に掲げる額との差額に相当する額として知事が算出した額に百分の十五を乗じて得た額を加算し、又は控除した額に、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の百十五第二項の規定により各特別区に対して交付すべき額の見込額に百分の十五を乗じて得た額に相当する額として東京都規則で定めるところにより算定した額を加算した額とする。</p> <p>8から13まで（現行のとおり）</p>	<p>附則</p> <p>1から6まで（略）</p> <p>7 基準財政収入額は、当分の間、新条例第十二条の規定により算定した額について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）附則第七条の四の規定により読み替えられた施行令第二十條の十二第一項の規定に基づき、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の収入見込額（前三年度に交付された交付金の額を基礎として、東京都規則で定めるところにより算定した額をいう。）を加算した額に、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）附則第七条の二第二項第一号に掲げる額と同項第三号に掲げる額との差額に相当する額として知事が算出した額に百分の十五を乗じて得た額を加算し、又は控除した額に、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の百十五第二項の規定により各特別区に対して交付すべき額の見込額に百分の十五を乗じて得た額に相当する額として東京都規則で定めるところにより算定した額を加算した額とする。</p> <p>8から13まで（略）</p>